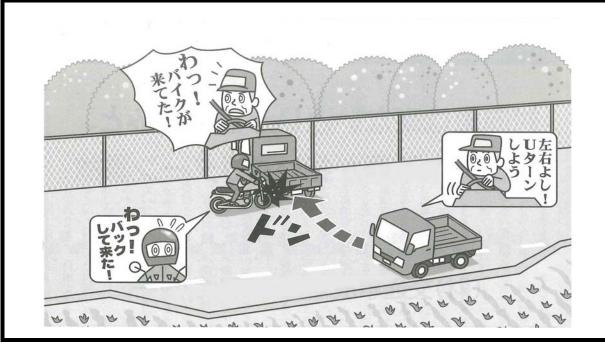
## ■事故の概況

人と車参照



事故類型:衝突

発生日時:日が傾きかけた夕方

当事者A:軽トラック 70歳代 男性 当事者B:普通自動二輪者 10歳代 男性

## ■ 事故の概要

Aは帰宅のため幅員4.5㎡、往復1車線の田畑の中を走る市道の脇に設置された非常駐車帯に駐車していた軽トラックに乗車。左右を見回した後、ハンドルを左に切りUターンを始めたが、この日に限って非常駐車帯の左側端から転回しなかった。そのため1回で曲がりきれず、道路を塞ぐように斜めに一旦停止し、再度切り返そうとしたときBが運転する普通自動二輪車が後方から迫っていた。対向車線を進行してきた普通自動二輪車のBは約70m手前からUターンしようとしていたA車を確認していたが、すぐに切り返して方向転換をしなかったので自分の通過を待ってくれていると考え特に減速もせず指定速度40kmの道路を時速約60kmでA車の横を通過しようとした。約10mまで近づいたときA車が方向転換でバックしたため、慌ててハンドルを右に切りながら急ブレーキを掛け衝突を回避しようとしたが、後輪がロックしてバランスを崩してしまいA車の左後部荷台に衝突した。

## ■ 事故から学ぶ

Aが周囲の安全確認を怠り、いつものことと漫然にUターンし、方向転換をするために切り返している間に対向車が来てしまい衝突した事例ですが、方向転換をするにあたり対向車両の安全を確認して発信すべき業務上の注意義務があります。交通が閑散であることに気を許し進行して来る車両の有無及び安全を十分注意しないまま転回したことが大きな要因です。

一方、Bも制限速度を遵守し、道路状況に応じて速度を調節し進路の安全を確認すべき業務上の注意義務があります。減速しながら動き出すと予期されている状態で停止していたA車の動静をもう少し注視していれば避けられたことでしょう。